

令和8年4月から

しょうし 収入証紙 使用できません



滋賀県収入証紙は、令和8年4月1日からは使用できません。
※国の「収入印紙」は廃止されませんので、ご注意ください。

収入証紙の 販売・使用 は 令和 8 年 3 月末まで	未使用 収入証紙の 還付(払戻) は 令和 13 年 3 月末まで
---	--

未使用の収入証紙を返還いただくと券面金額を還付(払戻)します。
未使用収入証紙、還付請求書等を県へ郵送し、還付請求を行ってください。
ご指定の口座に券面金額を還付します。(現金による還付はできません。)
※請求書様式、送付先等については、下記ホームページをご確認ください。

令和8年4月からの 手数料の納付方法

申請手続により異なります。各申請先にお問合せください。

オンラインでの納付 

クレジットカード、
ペイジーによる電子納付

申請窓口等での直接納付 

キャッシュレス決済(クレジットカード・
電子マネー等)または現金での納付

金融機関等での納付 

県の納入通知書による
現金納付

**ウェブ事前登録による
コンビニでの納付** 

専用ウェブサイトの事前登録
による現金納付

滋賀県 会計管理局 管理課

☎ 077-528-4311 | ✉ ka00@pref.shiga.lg.jp

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/19962.html>

ホームページにて
最新情報をご確認ください

検索 滋賀県 証紙

